

平成 25 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司
 (J A S D A Q ・ コード 6634)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
 電 話 03-5766-9870

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 29 回定時株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社も含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものがあります。なお、この変更については、ご承認の後直ちに効力が発生いたします。
- (2) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものがあります。なお、この変更については、ご承認の後直ちに効力が発生いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 4. (条文省略)	1. ～ 4. (現行定款どおり)
5. <u>経営コンサルタント業務</u>	5. <u>経営・投資コンサルティングおよびアドバイザー業務</u>
6. 特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案権、工業所有権等の知的財産権の売買及び許諾	6. 特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案権、工業所有権等の知的財産権の売買及び許諾 <u>およびそれらに関するコンサルティング</u>
7. 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業	7. 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業 <u>およびそれらに関するコンサルティング</u>
8. <u>動産</u> の賃貸借、管理および仲介業	8. <u>動産および不動産</u> の賃貸借、管理ならびに仲介業
9. ～ 1 1. (条文省略)	9. ～ 1 1. (現行定款どおり)
1 2. 旅行業法に基づく旅行業	1 2. 旅行業法に基づく旅行業 <u>およびそれらに関するコンサルティング</u>
1 3. 農作物の栽培・加工・販売	1 3. 農作物の栽培・加工・販売 <u>および農業用設</u>

<p>1 4. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>1 5. (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>備の販売ならびにそれらに関するコンサルティング</u></p> <p>1 4. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務<u>およびそれらに関するコンサルティング</u></p> <p>1 5. <u>証券仲介業務</u></p> <p>1 6. <u>投資助言・代理業</u></p> <p>1 7. <u>株式、公社債等有価証券に対する投資および有価証券先物取引、有価証券オプション取引</u></p> <p>1 8. <u>ファンドの組成および運用</u></p> <p>1 9. <u>貸金業</u></p> <p>2 0. <u>インターネットによる通信販売およびその仲介</u></p> <p>2 1. <u>コンピュータ周辺機器、各種通信機器および関連するソフトウェア、書籍、雑貨、日用品、食料品、衣料品の販売ならびに輸出入</u></p> <p>2 2. <u>ファランチャイズチェーンシステムの加盟店の募集および加盟店の指導育成</u></p> <p>2 3. <u>古物営業法による古物商</u></p> <p>2 4. <u>人事、庶務、総務、法務、情報システムに関する事務の代行およびそれらに関するコンサルティング</u></p> <p>2 5. <u>技術者への教育訓練、技術指導および研修教材の販売、各種セミナー講習会の開催</u></p> <p>2 6. <u>外国文書の翻訳および通訳業務</u></p> <p>2 7. (現行定款どおり)</p> <p>第 3 条～第 28 条 (現行定款どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 (現行定款どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 30 条 (現行定款どおり)</p>
--	---

<p>(任 期)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時までと する。</p>	<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時までと する。<u>ただし、前条第 3 項により選任され た補欠監査役が監査役に就任した場合は、 当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に 終了する最終の事業年度に関する定時株主 総会の終結の時を超えることができないも のとする。</u></p>
---	--

以上